

新型コロナウイルス関連特集

- 目次 新型コロナワクチン接種情報 P1
 ほかほか燃料費助成事業、事業者への利子・保証料補給 P2
 住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金 P3
 子育て世帯への臨時特別給付金 P4
 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧 P5～12

新型コロナワクチン接種情報(3回目接種)

対象 コロナワクチンを2回接種した18歳以上の方

接種時期 原則として2回目の接種から8カ月経過した方が接種の対象となりますが、下記の方は、それぞれ前倒しで接種が可能です。

	接種時期	対象者
①	2回目の接種から6カ月	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者など 高齢者施設などの入所者および従事者 通所サービス事業所の利用者および従事者 病院または有床診療所の入院患者
②	2回目の接種から7カ月	<ul style="list-style-type: none"> 上記を除く高齢者(65歳以上) *2月以降接種開始

- 3回目接種が可能となる対象者に順次接種券付き予診票を送付します(②の対象者へは、1月21日(金)以降に順次発送します)。接種方法などは接種券付き予診票に同封する案内をご覧ください。
- 2回接種した後に市内に転入された場合や海外で2回接種を受けられた方は、接種券付き予診票の発行に申請が必要です。健康推進課までお問い合わせください。

使用ワクチン

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社は1・2回目の接種量と同量ですが、武田/モデルナ社は半量になります。

安全性

ファイザー社および武田/モデルナ社の薬事承認において、3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目の接種後のものと比べると、どちらのワクチンも、一部の症状の出現率に差があるものの、おおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

効果

3回目接種者が3回目未接種者よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

問合せ 健康推進課 ☎ 35-3160



ワクチンの接種には、本人の同意が必要です

ワクチンを接種する際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、本人の意思に基づいて接種をご判断ください。本人の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページ(QR)をご覧ください。



ほかほか燃料費助成事業

— 1世帯あたり1万円 —



原油価格の急激な上昇による経済的負担を軽減するため、灯油の購入に助成をしています。

1 対象世帯

- ①生活保護世帯
- ②準要保護世帯
- ③市民税非課税世帯
- ④家計急変世帯(p.3参照)

【注意】

▼住民票で世帯分離をしていても、課税世帯などと同居して生計が一緒になっている世帯は対象になりません。
▼施設入所者や長期入院患者など、在宅生活をしていない方のみの世帯も対象になりません。

2 助成額

1世帯あたり1万円
(千円券10枚セット)

3 交付期間・使用期間

いずれも3月31日(木)まで
使用期間に限りがありますので、早めに申請してください。

4 申請方法

新型コロナウイルス対策として窓口の混雑を避けるため、原則、郵便により手続きを進めます。12月下旬に、対象と思われる世帯には案内を送付しています。

手順1

郵送された申請書を確認しましょう。



手順2

申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写しを添えて返信用封筒で郵送してください。



手順3

申請内容を審査し、助成券を特定記録郵便(郵便物)が相手に配達されたことを追跡できる郵便で郵送します。



*郵送による申請が難しい場合は、福祉課(本庁1階)または各支所地域振興課の窓口でも手続きができます。

*課税状況が確認できない世帯は申請書が郵送されませんので、次の世帯に該当する場合は、福祉課(☎35-3139)へご相談ください。



- ①家計急変世帯(p.3参照)
- ②令和3年1月2日以降に高山市に転入した世帯
- ③市民税未申告の方が含まれる世帯

問合せ 福祉課 ☎35-3139

原油高・原材料高・為替変動の影響を受けている

事業者への利子・保証料補給



原油価格の上昇、原材料などの価格上昇、為替変動の影響を受けている中小事業者の資金繰りの円滑化を図るため、県の特例融資制度に対する利子・保証料補給を実施します。

1 対象

次の融資制度を利用した市内に事業所がある中小事業者

2 融資制度

県制度融資(原油高対策資金、原材料高対策資金、為替変動対策資金)

*令和3年12月1日(水)から3月31日(木)までの融資実行分

3 融資内容

融資限度額 各1億円
償還期間 10年以内

融資利率 年1.4%
(据置2年以内)

4 支援内容

融資実行日から3月31日(木)までに支払った利子と保証料を全額補給(申請受付は1月下旬開始予定)

問合せ 商工振興課 ☎35-3144

住民税非課税世帯などへの 臨時特別給付金

— 1世帯あたり10万円 —



住民税非課税世帯や新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変した世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

1 対象世帯

① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(市民税非課税世帯)

* 住民税が課税されている親族などの扶養になっている方のみの世帯は除く。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、

①の世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯(下記参照)

2 給付額

1世帯あたり10万円

3 申請方法

① 市民税非課税世帯

・ 対象世帯に送付する確認書に必要事項を記入し **郵送**

② 家計急変世帯

・ 申請書および必要書類を福祉課(本庁1階)、各支所地域振興課窓口

* 家計急変世帯には、市から申請書は郵送できないため、ご自身で申請する必要があります。

* 窓口の混雑を避けるため、原則、郵便により手続きをご利用ください。



* 確認書の発送や申請書の受け付けについては現在準備中です。1月下旬から2月上旬を目途にご案内できる予定です。

問合せ 福祉課 ☎ 35-33139

DV被害により避難している方は、早めにご相談ください。
問合せ 子育て支援課 ☎ 35-33140



家計急変世帯って？

新型コロナウイルスの影響などにより、世帯全員の収入が市民税非課税相当になった世帯を指します

【考え方】

① 令和3年1月以降で、収入が減少した任意の1カ月の収入から、年間の収入状況を推定します。

* 収入は、給与、事業、不動産、年金収入を合わせたものです。

任意の1カ月
(令和3年1月以降)の収入

× 12カ月 =

年間収入

② 年間の収入状況を右の表にあてはめ、それぞれの基準額を下回る場合は対象になります。

不明点は福祉課(本庁1階)へご相談ください。

* 障がい者、寡婦、ひとり親世帯で、扶養人数が2人以下の場合、年間収入額204.3万円、年間所得額135.0万円が基準額になります。

扶養人数	年間収入額	年間所得額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円



子育て世帯への臨時特別給付金



— 児童1人につき10万円 —



左記の対象者については、申請が必要です。3月31日(木)までに申請をお済ませください。所得審査後、対象者に支給します。

1 対象者

次のいずれかに該当する方

- ①令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育する保護者(所得が児童手当(※本則給付)と同等未満の方)
- ②令和3年12月17日時点で児童手当(※本則給付)の手続きが済んでいない令和4年3月末までに生まれた支給対象児童(新生児)保護者
- ③①・②の対象児童を養育する公務員など

※対象者には、1月中旬に申請手続きの案内を送付します(手続きに必要な申請書、返信用封筒などをお届けします)。早目の手続きを希望される場合は、案内が届く前でも申請できます。

※児童手当(※本則給付)の対象児童を養育する方には12月24日(金)に支給済みです。

※本則給付とは、児童手当法の所得基準額未満の方の給付のことをいいます。

2 給付額

対象児童1人につき10万円

3 申請方法

3月31日(木)までに、申請者の本人確認書類(運転免許証など)、預金通帳などを子育て支援課(本庁1階)、各支所地域振興課窓口・郵送

*郵送申請の場合、

市HP(QR)より様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入、必要書類とともに子育て支援課へ郵送



*申請期限を過ぎると、給付金が受けられなくなりしますのでご注意ください。

DV被害により避難されている方は、なるべく早くご相談ください。

問合せ

子育て支援課 ☎ 35-3140

一人で抱え込まず、話を聞かせて!

— 福祉サービス総合相談支援センター —

福祉サービス総合相談支援センターでは、生活上の様々な問題について専門の相談員がお話をお聴きし、課題の解決に向け、関係機関と連携しながら、相談者が安心した生活がおくれるようサポートしています。



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、生活にお困りの方に対してもさまざまな支援制度に取り組みます。

問合せ

福祉サービス総合相談支援センター ☎ 35-3002

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

— 児童1人につき5万円 —



新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、特別給付金を支給します(すでに受給している方を除く)。

*ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外分で対象条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

給付額 児童1人につき5万円

申込み 2月28日(月)までに、申請書を子育て支援課(本庁1階)窓口・郵送。申請書は窓口で配布のほか、市HPからダウンロードできます。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

各制度は令和4年1月15日時点のものです。今後、内容などに変更がある可能性もありますので事前にお問い合わせください。

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合	
【個人向け】生活支援				
感染症の影響により収入が減少した世帯	1 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	・据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金などの特例貸付(上限20万円)を実施(～3月末)	社会福祉協議会 ☎35-0294	
生計を維持することが困難になった方	2 福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和【市】	・他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)を実施(～3月末)	福祉課 ☎35-3139	
総合支援資金の特例貸付による再貸付等が終了した方など	3 生活困窮者自立支援金【国】	・再貸付等の最終貸付月が令和4年3月までの方などを対象に、支援金を3カ月間支給(～3月末) ・一度に限り、再支給も可能		
令和3年度の住民税が非課税または令和3年1月1日以降それに準ずる収入となっている世帯	4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【国】	対象世帯1世帯当たり10万円を支給 ①基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 *申請手続きなどは、1月下旬から2月上旬頃を予定しています。		
生活資金に困っている	・高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の利用者 ・大学などが総合的に判断の上、推薦する学生	5 学生などの学びを継続するための緊急給付金【国】	・新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生などの学びを継続するため、現金を支給 ・対象学生:国公立大学(大学院含む)、短大、高専、専修学校専門課程、法務省告示に指定される日本語教育機関 *留学生を含む ・給付額:10万円	各大学など
	家計が急変した家庭の学生	6 給付奨学金(家計急変採用)【(独)日本学生支援機構】	・給付奨学金の支給	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
	給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	7 住居確保給付金【国】	・住居喪失または住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給 ・家賃相当額を原則3カ月間支給	福祉サービス総合相談支援センター ☎35-3002
	令和3年4月～令和4年3月の間に、事業主の指示により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方	8 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】	・休業手当の一部を支給 支給額:休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限あり)×休業実績	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
			・国の休業支援金の活用など一定の要件を満たした場合に次の額を補助 【通常(原則的な措置)の場合】 平均賃金額または国の上限額のいずれか低い額から国の支給額を控除した額 【地域特例の場合】 平均賃金額から国の支給額を控除した額 *地域特例:緊急事態措置、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され県知事の要請を受けて営業時間の短縮などに協力した場合	雇用・産業創出課 ☎35-3182
	令和3年11月1日～令和4年3月31日の間に、小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった方(個人)	9 小学校休業等対応支援金【国】	・仕事ができなかった日について、1日当たりの定額を支給	小学校休業等対応助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999



2022.1.15

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合	
【個人向け】生活支援				
生活資金に困っている	県営住宅入居者および新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	10 県営住宅による支援 【県】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供 	県住宅供給公社 ☎0584-81-8503
	市営住宅入居者および新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	11 市営住宅による支援 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、敷金および駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減免または猶予。また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 	建築住宅課 ☎35-3176
	感染症の影響により失業した方や就労環境の悪化により就労の機会を失った方など	12 臨時職員の緊急雇用 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業の業務などを行う臨時職員(会計年度任用職員)を雇用 *必要に応じて、市【HP】およびハローワークを通じて募集します。また、事前に臨時職員登録者カードを提出することで、臨時職員として雇用する制度もあります。 	総務課 ☎35-3133
新型コロナウイルスに感染したら	感染症にかかった方	13 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担 	厚生労働省 結核感染症課 ☎03-5253-1111
	給与等の支払いを受けている国民健康保険および後期高齢者医療加入者で感染症にかかった方または疑いのある方で仕事を休んだ方	14 国民健康保険および後期高齢者医療における傷病手当金の給付 【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を給付 支給期間:仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日(4日目)から1年6カ月を限度 対象日:支給期間のうち勤務することを予定していた日 手当金額:直近3カ月の1日当たり平均給与額の2/3×対象日数(対象日に受け取った給与などが手当金額を超える場合は支給しない) 	市民課 ☎35-3003
子どもがいる方のために	児童扶養手当の受給資格がある世帯または同じ水準となっているひとり親世帯	15 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ②感染症の影響により収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 *ひとり親世帯以外分との併給は不可(~2月末) 	子育て支援課 ☎35-3140
	令和3年度の住民税が非課税または令和3年1月1日以降それに準ずる収入となっている子育て世帯	16 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税均等割が非課税の方(申請不要) ②令和3年5月分以降、新規に児童手当受給者となり、住民税均等割が非課税の方(申請不要) ③令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となっている方 *ひとり親世帯分との併給は不可(~2月末) 	
	平成15年4月2日~令和4年3月31日生まれの児童を養育する保護者(保護者の所得が児童手当(*本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)	17 子育て世帯への臨時特別給付金 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 下記対象の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律10万円を支給 ①令和3年9月分の児童手当(*本則給付)支給対象となる児童(申請不要(公務員を除く)) ②9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(*本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合) ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(*本則給付)の支給対象となる児童(新生児) *本則給付とは、児童手当法の所得基準額未満の方の給付のこと(特例給付以外)。(~3月末) 	

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合
保険料の特例	感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる世帯	18 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および国民年金保険料の減免、支払い猶予【国・市】	【主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病を負った世帯】 ・申請により保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などが減少した世帯】 ・次の要件の全てに該当する世帯について、申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料の2/10～10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の3/10以上減少したこと ②主たる生計維持者の前年の所得金額の合計が1,000万円以下であること ③減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること	市民課 ☎35-3495
	感染症の影響により納付が困難な方		・保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予	
	感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方		国民年金保険料の免除申請(臨時特例申請) ・感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方 ・当年中の所得見込額が保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方	市民課 ☎35-3137
	感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者	19 介護保険料の減免、支払い猶予【国・市】	【世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者】 ・申請により介護保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者】 ・次の要件のいずれにも該当する方について、申請により前年の合計所得全額の区分に応じて、対象保険料額の8/10または10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうちいずれかが前年の3/10以上減少したこと ②減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること	高齢介護課 ☎35-3178
感染症の影響により納付が困難な方	・介護保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予			
【事業者向け】雇用継続				
従業員を休業させたい・従業員の雇用を継続させたい	労働者を一時休業、教育訓練または出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	20 雇用調整助成金の特例措置【国・市】	・休業手当、賃金などの一部を助成 ・雇用保険被保険者でない非正規労働者の休業も対象 ・国の雇用調整助成金の特例措置の活用など一定の要件を満たした場合、次の額を助成 【通常(原則的な措置)の場合】 労働者の休業手当相当額または国の上限額のいずれか低い額から国の助成額を控除した額 【地域特例・業況特例の場合】 労働者の休業手当相当額から国の助成額を控除した額 *地域特例:緊急事態措置、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力した場合 業況特例:新型コロナウイルス感染症の影響により売上などの生産指標が最近3カ月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少した場合	ハローワーク高山 ☎32-1144 雇用・産業創出課 ☎35-3182
	令和3年11月1日～令和4年3月31日に、子どもの世話が必要となった保護者(労働者)に対し、有給休暇を取得させた事業者		21 小学校休業等対応助成金【国】	・有給休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限有り)を支給 ・事業者が本助成金の活用の働きかけに応じていただけない場合は、労働者による直接申請も可
	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図った事業者	22 産業雇用安定助成金【国・市】	・出向運営経費や出向初期経費の一部を助成 ・国の産業雇用安定助成金を活用する場合において、出向元事業主が負担する出向運営経費と、国から支給される出向運営経費に係る助成額との差額(事業者負担分)を全額助成	雇用・産業創出課 ☎35-3182



対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合
従業員の雇用を継続させたい	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図るため人材の受入れを行った事業者	23 労働力シェア促進交付金【県】	<ul style="list-style-type: none"> 県が運営するマッチングサイトに掲載された求人情報などによる出向で受け入れた人材を県内の事業所において従事させ、出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結するなど一定の要件を満たした場合に助成 支給額:出向契約の成立1人あたり5万円 	県産業人材課 ☎058-272-8406
	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を試行的に雇用した事業者	24 トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)【国】	<ul style="list-style-type: none"> 事前にトライアル雇用求人ハローワークに提出し、ハローワークの紹介により対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成 支給額: トライアルコース:対象者1人につき月額最大4万円 短時間トライアルコース:対象者1人につき月額最大2.5万円 	ハローワーク高山 ☎32-1144
経営を建て直したい	中小企業者・農林漁業者など	25 事業復活支援金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、30%以上減少した事業者 法人250万円以内、個人事業主50万円以内を給付(1月～2月開始予定) *令和3年12月24日の国による発表内容であり今後変更になる場合があります。 	商工振興課 ☎35-3144
	県内に本店または主たる事務所を有する中小企業者・農林漁業者など	26 売上減少事業者等支援金【県】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岐阜県を含む19の都道府県において、令和3年10月を対象期間として実施された要請などに伴う飲食店の休業・営業時間短縮または不要不急の外出・移動の自粛などの影響により、令和3年10月の売上が令和元年または令和2年の10月の売上高と比較して30%以上50%未満減少した場合に、法人は10万円以内、個人事業者は5万円以内で給付 不要不急の外出移動の自粛による影響を受けた事業者であれば、幅広い事業者が対象となる 申請期限:1月31日(月) 	県支援金 コールセンター ☎058-272-8310
	酒類の製造免許または販売業免許を受けた事業者	27 酒類納入事業者支援金(月次支援金上乗せ枠)【県】	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月分の国の月次支援金の給付を受けた酒類販売事業者などに対して、月次支援金に上乗せ給付(法人60万円以内、個人事業者等30万円以内)を行う 申請期限:1月31日(月) 	県酒類納入事業者支援金相談窓口 ☎058-271-8255
	畜産農家(肉用子牛生産)	28 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業【国】	<ul style="list-style-type: none"> 肉用子牛の計画出荷に係る掛かり増し経費を支援(飼料費など) 	県畜産振興課 ☎058-272-8447
	畜産農家(肉用子牛生産)	29 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業【国】	<ul style="list-style-type: none"> 肉用子牛の全国平均単価が発動標準を下回った場合に、経営改善のための取り組みを行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付 	
前向きな投資をしたい	中小企業者	30 生産性改革推進事業の拡充【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業などの取組みを支援 対象:ものづくり補助金 持続化補助金 IT導入補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) 	中小企業基盤整備機構 ☎03-6459-0866 中小企業生産性革命推進事業コールセンター ☎03-6837-5929
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者の自己負担分の一部を補助 3月31日(木)までに市への計画認定申請が必要(国の交付決定書を添付する必要があります) 	商工振興課 ☎35-3144

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合	
【事業者向け】事業継続				
前向きな投資をしたい	中小企業者、中堅企業	31 中小企業等事業再構築促進事業【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業などの思い切った事業再構築の取組みを支援 	事業再構築補助金コールセンター ☎0570-012-088
			<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自己負担分の一部を助成 ・3月31日(木)までに市への計画認定申請が必要(国の交付決定書を添付する必要があります) 	商工振興課 ☎35-3144
資金繰りのための融資などを受けたい	中小企業者	32 市内金融機関が取り扱う融資 ・県返済ゆとり資金 ・新型コロナウイルス経営改善資金 ・県経済変動対策資金 ・新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資【県・市】	<ul style="list-style-type: none"> ・売上げなどが減少している事業者の資金繰りを支援(融資ごとに必要となる要件は異なる) <融資条件>融資限度額:1億円 償還期間:10年以内(据置5年以内) ・融資条件は融資制度により異なる。 	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
			<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(3月31日(木)までの融資実行分) ・利子:3年間全額補給 ・保証料:全額補給 	商工振興課 ☎35-3144
	中小企業者	33 日本政策金融公庫が取り扱う融資 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・経営環境変化対応資金(セーフティネット資金) ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金) ・衛生環境激変特別貸付【県・市】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを支援(融資ごとに必要となる要件は異なる) <融資条件>融資限度額:7.2億円(中小企業事業)6千万円(国民生活事業) 償還期間:運転15年以内、設備20年以内(いずれも据置5年以内) ・融資条件は融資制度により異なる ・新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資(小規模事業者経営改善資金)については国による利子補給あり(金額上限・条件あり)(3月31日(木)までの融資実行分) 	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
			<ul style="list-style-type: none"> ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金)、衛生環境激変特別貸付について、国の利子補給の対象とならない融資に対し市による支援を追加(3月31日(木)までの融資実行分) ・利子:3年間全額補給 	商工振興課 ☎35-3144
農業者	34 市内金融機関が取り扱う新型コロナウイルス感染症対策農業者向け融資の利子補給【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の負担を軽減するため、対象融資に対する市による支援を行う(令和3年12月1日(木)から3月31日(木)までの融資実行分) ・利子:3年間全額補給 	市内金融機関 農務課 ☎35-3141	
農林漁業者	35 農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りに著しい支障をきたしている農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付 ・貸付限度額 600万円 	市内金融機関 日本政策金融公庫 ☎0120-926-478	
林業・木材産業運営者	36 林業・木材産業災害復旧対策保証【(独)農林漁業信用基金】	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の維持安定が困難な運営者に対する貸付 ・債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円 ・*申込窓口は、取引先の金融機関 	(独)農林漁業信用基金 ☎03-3434-7826 ☎03-3434-7827	



2022.1.15

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合	
資金繰りのための融資などを受けたい	社会福祉施設などの運営事業者	37 社会福祉施設等に対する融資【(独)福祉医療機構】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を継続することが困難な運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付 ・貸付利率:当初5年間 6,000万円(新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業などにより減収となった入所施設(地域密着型は除く)は1億円)まで無利子、当該金額を超えた部分は0.2%、6年目を以降0.2% 	(独)福祉医療機構 ☎0120-343-862 ☎03-3438-0403
	売上が一定程度減少した中小企業者	38 セーフティネット保証【信用保証協会】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の売上が前年より一定割合減少した事業者に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 	商工振興課 ☎35-3144 県信用保証協会 高山支店 ☎33-5014
	中小企業者	39 危機対応融資【商工組合中央金庫】	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施(融資後3年間まで金利0.9%引下げ) ・国による利子補給あり(金額上限・条件あり) <ul style="list-style-type: none"> <融資条件>融資限度額:3億円 償還期間:運転15年以内、設備20年以内(いずれも据置5年以内) 融資条件:1.11% 	商工組合中央金庫 ☎0120-542-711 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060515
	市制度融資利用者	40 経営安定特別資金融資の条件変更【市】		市内金融機関 商工振興課 ☎35-3144
	市制度融資利用者	41 小口融資の条件変更【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料を全額支給(3月31日(木)までの条件変更分) 	
	市制度融資利用者	42 創業支援資金融資の条件変更【市】		
	新型コロナウイルス関連融資利用者	43 新型コロナウイルス関連融資の条件変更【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市が定める新型コロナウイルス関連融資の利用者が、一定期間の返済猶予などの条件変更を受ける際に、追加で必要となる保証料を全額支給(3月31日(木)までの条件変更分) 	
納税などの特例	新規に設備投資を行う中小事業者	44 固定資産税の特例措置の拡充・延長【国】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする 	税務課 ☎35-3627
行動制限の緩和	飲食店 カラオケ店	45 ワクチン・検査パッケージ【県】	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・検査パッケージ制度への登録により、緊急事態宣言措置やまん延防止等重点措置の指定などに、ワクチンの接種歴または陰性の検査結果を確認することにより行動制限を緩和 ・人数制限(一卓4人以内の会食の要請)を緩和(制限なし) ・収容率50%を上限にカラオケ設備の提供が可能 	県感染症対策調整課 ☎0570-055-523

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合
【みんなで応援】消費喚起			
主として市内事業者または市内の複数の産業団体などにより構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体	46 産業団体等消費活性化策支援事業補助金【第2弾】【市】	<ul style="list-style-type: none"> 産業団体などが自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して支援 補助率:2/3、補助上限:500万円 実施期間:令和3年4月1日(木)～3月31日(木) *新規受付は終了 	商工振興課 ☎35-3144
主として市内事業者または市内の複数の産業団体などにより構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体	47 産業団体等消費活性化策支援事業補助金【第3弾】【市】	<ul style="list-style-type: none"> 産業団体などが自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して支援 補助率:2/3、補助上限:500万円 実施期間:令和3年10月1日(金)～3月31日(木) *新規受付は終了 	
教育旅行で市内に宿泊する小中高等学校など	48 飛驒高山教育旅行クーポンの発行【市】	<ul style="list-style-type: none"> 教育旅行による来高誘致や市内消費などを促すため、教育旅行で当市に宿泊する学校に対し、取扱い加盟店で使用できるクーポン(一人当たり1千円分)を発行 発行対象:2月28日(月)までに教育旅行で市内に宿泊する学校 	
市内に宿泊する観光客	49 わくわく体験! 飛驒高山【市】	<ul style="list-style-type: none"> 市内の登録宿泊施設に宿泊する観光客に対して、体験クーポンを配付(国内観光客:3,000円/人、外国人観光客:6,000円/人) 体験クーポンは、市内の登録体験提供事業者が企画した専用体験プログラムの参加料金に充てることができるもの 宿泊施設および体験提供事業者の登録は2月28日(月)まで随時募集 配付期間:令和3年12月1日(水)～3月12日(土) 利用期間:令和3年12月1日(水)～3月13日(日) 	(一社)飛驒・高山観光コンベンション協会 ☎36-3315
旅行者(宿泊・日帰りを含む)	50 Go Toトラベル(県による事業を含む)【国】	<ul style="list-style-type: none"> 【再開(再開時期未定)～GW前[国による事業]】 割引率:30% 上限額:10,000円(交通付商品以外は7,000円、日帰り3,000円) クーポン券:<平日>3,000円、<休日>1,000円 【GW後～夏の繁忙期前[県による事業]】 割引率:20%上限 上限額:8,000円上限(交通付商品以外は5,000円上限、日帰り2,000円上限) クーポン券:3,000円上限 *令和3年11月19日の国による発表内容であり、今後変更になる場合があります。 	Go Toトラベル事務局 ☎0570-002-442
路線バス運行事業者、貸切バス・タクシー事業者が加盟する団体	51 新型コロナウイルス対策公共交通利用促進補助金【市】	<ul style="list-style-type: none"> 市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、路線バスや貸切バス、タクシー利用の企画商品などの販売に対して支援 補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①貸切バス等利用支援事業 市民が貸切バスなどを利用して県内を移動した場合の利用料金の一部を助成 ②旅行ツアー企画支援事業 路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内を対象とした旅行などを企画し、参加費用の割引や参加者に特典を付与する商品に対して助成(①・②とも、令和3年8月より、補助対象となる行先に松本市を追加) 	都市計画課 ☎57-7444

みんなで応援しよう



対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合
65歳以上の高齢者の方がいる世帯	52 高齢者住宅バリアフリー改修助成の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 ・補助対象:生活の維持向上や自立の助長につながると思われる建築工事など ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:37.5万円→50万円 *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	高年介護課 ☎35-3178
中心市街地以外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築、取得・改修する方	53 まちなか定住促進事業補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・改修の場合のみ) ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:100万円→133.3万円(市外からの移住の場合150万円→200万円) *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	(株)まちづくり飛騨高山 ☎57-8765
飛騨地域以外から永住の意思を持って市内に転入する方	54 飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 ・補助対象:空家の改修費用 ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:100万円→133.3万円 *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	ブランド戦略課 ☎35-3001
市街地景観保存区域内の建造物の所有者	55 市街地景観保存区域建造物修景事業補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 ・補助対象:市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準に適合した修景工事 ・補助率等:2/3→3/4 ・補助上限:200万円→225万円 *市内に本店、支店などを有する事業者が発注する場合 *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	
景観重要建造物の所有者	56 景観重要建造物修景事業補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 ・補助対象:景観重要建造物の外観を維持向上させる修景工事 ・補助率等:2/3→3/4 ・補助上限:500万円→562.5万円 *市内に本店、支店などを有する事業者が発注する場合 *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	都市計画課 ☎35-3180
板塀などを新設・改修する方	57 景観形成事業(塀等設置)補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 ・補助率等:1/3→1/2(景観重点区域等2/3→3/4) ・補助上限:1.8mあたり5万円→7.5万円、1カ所あたり30万円→45万円(景観重点区域等 1.8mあたり10万円→11.2万円、1カ所あたり60万円→67.5万円) *市内に本店、支店などを有する事業者が発注する場合 *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	
ブロック塀、石造、れんが造その他組積造による塀の所有者	58 ブロック塀等対策事業補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 ・補助対象:倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去など ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:30万円→40万円 *拡充は3月31日(木)まで(予算額に達した時点で受付終了) 	建築住宅課 ☎35-3159

みんなで応援しよう

印刷/株式会社美野電子印刷

編集・発行/高山市企画部広報公聴課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
 TEL/0577-32-3333(代)
 FAX/0577-32-7000(市長室直通)
 FAX/0577-35-3174(広報公聴課直通)

E-mail/kouhou@city.takayama.lg.jp

HP/https://www.city.takayama.lg.jp/
 携帯用HP/http://mobile.city.takayama.lg.jp/
 防災行政無線の内容は電話でも確認できます
 ☎0180-995-690



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

